

令和8年度 産業廃棄物適正処理監視指導員 募集要項

職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄に係る苦情処理、事情聴取、調書作成 ・産業廃棄物の処理施設等への立入検査、指導 ・不法投棄監視パトロール ・警察、市町村等との連絡調整 ・その他産業廃棄物の適正処理に関すること
募集人員	1人
募集対象	<p>以下の条件を満たしている方</p> <p>1 普通自動車免許（AT限定可）を有する者</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <p>1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
勤務時間	<p>1 勤務日数</p> <p>原則として月20日程度</p> <p>2 勤務日</p> <p>月曜日から金曜日までに勤務日を割り振ります。</p> <p>※ 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日には勤務日を割り振りません。</p> <p>3 勤務時間</p> <p>午前8時30分から午後4時00分まで（正午から午後1時まで休憩時間、勤務時間6時間30分）</p> <p>※ 所定勤務時間を超える勤務 原則として無</p> <p>4 休暇</p> <p>年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）</p>
勤務地	霧島市隼人町松永3320-16 姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 採用後、原則として1月間は条件付採用期間となります。
報酬支払日	原則として毎月7日（毎月末日締切翌月支払）

報酬等	<p>1 基本となる報酬 日額：7,900円～9,800円 (学歴、職務経験を考慮の上決定)</p> <p>2 期末手当及び勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 (最大で報酬の4.6ヶ月分が支給されます。)</p> <p>3 通勤にかかる費用弁償 一定の要件を満たす場合に支給されます。</p>
退職金制度	無
加入保険等	雇用保険、社会保険 災害補償制度の適用あり。
住宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市販の履歴書（写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記。）により、下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。 (応募期間：令和8年2月6日（金）午後5時まで。) ※ 郵送の場合は、令和8年2月6日（金）必着とします。 ・書類選考の上、順次、面接日時等を連絡します。 ・<u>応募期間にかかわらず、採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</u> ・選考の経過などについての問合せには応じられません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた応募に関する個人の情報は、本募集・採用に関することにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。 ・地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。 ・勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、翌年度及び翌々年度において公募によらず面接及び勤務成績により選考を行い、再度任用されることもあります。

書類提出先及び問合せ先

〒899-5112

霧島市隼人町松永3320-16

姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部（姶良保健所）

健康企画課 石塚・谷

Tel 0995-44-7951